

特別職の職員の給与の特例に関する条例

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間においては、市長、副市長及び教育長に対する給料月額（特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）第3条の規定による給料月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。  
（失効）
- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。